

朝霞市における埋蔵文化財確認調査のながれ

★包蔵地に非該当の場合でも、隣接地ならびに開発面積が500㎡以上の開発の場合は、試掘調査のご協力をお願いしています。協力は事業者様の任意になります。

注) 協力していただける場合は、試掘調査を実施させていただきます。

フローチャートの試掘調査(確認調査)以下のながれになります。

万一、遺構等が発見された場合は、隣接地から包蔵地に変更となり手続きが必要となります。

包蔵地…土地に埋蔵文化財(遺跡)の存在が確認されている地域または範囲。
朝霞市においては、遺跡分布地図内で枠線に囲まれた範囲を示します。

※試掘調査は原則として更地の状態でいきます。既存建築物がある場合は解体をお願いします。

その他支障物についても、事業者側の責任において事前に撤去をお願いします。

※対象地がアスファルト等で整備されている場合についても、市側では撤去不可能のため、

事前に撤去をお願いします。撤去後試掘調査になります。

※撤去の際に掘削を伴う場合、撤去時に立会いが必要となる場合があります。

※対象地が駐車場の場合は、原則駐車車両が全くない状態での試掘調査になります。

※対象地が生産緑地の場合は、生産緑地解除後の試掘調査になります。

※提出後、日程調整し試掘調査を実施します。

※試掘調査は依頼書提出順のため、調査まで数週間いただく場合があります。

